

---

**令和5年度 第2回  
川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会  
議 事 要 旨**

---

**【日 時】** 令和5年9月27日（水） 14:00～15:30

**【場 所】** 川口市役所第一本庁舎5階501大会議室

**【出席者】**

1 委 員

田中委員（会長）、庄司委員（副会長）、吉井委員、谷委員、高山委員、田中委員、羽場委員、松本委員、小巻委員、吉田委員、片山委員、森田委員

2 事務局

坂本部長、森岡次長、大場課長、市村補佐、金子補佐、加藤補佐、神田補佐、半谷補佐、山路補佐、大橋補佐、今井主任

**【日 程】**

1 開 会

2 議 題

- （1）アンケート調査結果（速報値）・意見交換会の結果について
- （2）現行計画施策・事業の進捗状況の結果について
- （3）次期計画の構成（案）・体系（案）について
- （4）その他

3 閉 会

**【配布資料】**

- ・第2回川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 次第
- ・資料1 川口市障害者福祉計画・第7期川口市障害者自立支援福祉計画・第3期川口市障害児福祉計画 構成（案）
- ・資料2 川口市障害者福祉計画・第7期川口市障害者自立支援福祉計画・第3期川口市障害児福祉計画 体系案（概要）
- ・資料3 川口市障害福祉に関するアンケート調査
- ・資料4 「川口市障害者福祉計画・第7期川口市障害者自立支援福祉計画・第3期川口市障害児福祉計画」策定のための意見交換会 実施結果（概要）
- ・資料5 重点施策「将来にわたる安心施策」／第6期基本指針の達成状況

## [議事要旨]

### 1 開 会

### 2 議 題

#### (1) アンケート調査結果（速報値）・意見交換会の結果について

##### 【質疑応答・意見】

(会 長) アンケート調査の速報値はいつごろ確定するのか。

(事務局) アンケートの集計結果は、次回報告する予定としている。

(委 員) アンケート分析について、クロス集計をする項目、その他現時点でアンケートのまとめ方の方向性はあるのか。

(事務局) クロス集計は、性別、年齢、障害種別の3軸をベースに集計をして行く予定である。それ以外に、有効な分析となりうる組み合わせがあればご意見賜りたい。今回は、委員の皆様意見を踏まえて年齢層を前回より細かく区切っている。障害者の方だけでなく、介護している方も高齢化が進んでいる。前は75歳以上と区切っていたが、85歳以上という区切りも入れており、その集計結果の詳細な分析はこれから進めていく。

(委 員) 生活の場所の違いによってアンケートの答えが違う感じがしている。

(事務局) 生活の場所のクロス集計も行う。

(会 長) 年齢層の若い方についても、例えば就労の設問など、詳細な分析ができるのではないかと。

また、資料4の、意見交換をした7名の方は、どのような方か。

(事務局) 各身体障害者の団体、視覚障害者の団体、聴覚障害者の団体の方など、主に障害者団体の代表の方と意見交換を行った。

(委 員) 1回目に参加できなかったため、アンケート項目の文言や意図について確認し、意見したい。

資料3のアンケート調査（市民）の1ページ問5「あなたの障害支援区分（程度区分）はどれですか」の設問で、わざわざ括弧して（程度区分）と書いている意味は何か。

5ページの間21「あなたは、施設に入所する場合、どのような点を重視しますか」の設問の後、問24「あなたは、現在どの程度幸せですか」とあるが、暮らしの場について「あなたは、どこで、誰と、どのように暮らしたいですか」という設問があるべきだった。

6ページの間23-2「施設・グループホームには、いつから入りたいですか」の設問の選択肢で「地域での生活が難しくなったら」とあるが、この文言は、どのように考えればよいか。グループホームに入って高齢になったら入所に行けばいいということを想定しているのか。

問24「あなたは、現在どの程度幸せですか」0点から10点までで答えてくださいとあるが、幸せを聞いている意図は何か。この結果をどのように、どこに反映させる予定なのか。

7ページ問29「あなたが、悩みや困ったことを相談するのは誰（どこ）ですか」という質問があり、相談を受けている立場としては、いつ、どのように相談するかも必要で、例えば、夜間や土日に相談できず、実は困っていたなど、施策に反映できる回答があるはずである。

8ページ問31の虐待について、家族（擁護者）による虐待が突出している。今後の計

画の課題の中では養護者による虐待について、どのような施策をとるかが大きい課題になるのではないかと。経験的には施設での虐待には術があるが、養護者の虐待対策は難儀である。

(会 長) 1 ページ問 5 「あなたの障害支援区分 (程度区分)」というところだが、これは前回のものを残したというだけか。

(事務局) 障害者自立支援法のと時の利用者で、障害者総合支援法に代わってからサービスを使わなくなった方にも分かるように丁寧なつもりで入れている。

(会 長) 委員の意見の「どこで、誰と、どのように暮らしたいか」という問いは、全体像を見るという視点になったかもしれない。次回以降の検討としたい。

問 2 3 - 2 「施設・グループホームには、いつから入りたいですか」は、要望を出して追加されたが、確かに「地域」という言葉だと広すぎたように思う。

問 2 4 「あなたは、現在どの程度幸せですか」について、幸せ度はどういう設問か。

(事務局) 今回、幸福度について入れたのは、他の計画との関連で、最終的に川口市に住んで幸せと感じているかを知りたいということを設定にした。位置は、一番適切と思われるところにした。

(委 員) 問 2 3 に関する意見として、地域生活を概念規定せずに形態論になると、入所施設の人には地域の人ではないということになる。私は、入所施設でも地域生活があり得るという前提で、地域の一員として暮らし続けるための施設経営をしており、問 2 3 - 1 グループホームの「地域の一員として暮らしたいから (地域移行)」という選択肢は検討する必要があったと感じる。

(会 長) その点はまた次回検討したい。地域をどのように捉えて問にするかは、今後の課題とする。

また、問 2 9 「あなたが、悩みや困ったことを相談するのは誰 (どこ) ですか」で、相談する相手だけではなくて、いつ、どのようにというのも次への提言とする。

(委 員) 問 2 3 「あなたは、施設への入所、グループホームへの入居が必要となった場合、どちらを選びますか」は、障害の支援区分とか障害の等級とクロスをさせるとよいと思う。

(委 員) 資料 4 「3. 意見交換テーマ」(1) 「④災害時の障害者への支援体制の整備」に関して、特に重度障害者が、一般の方たちとともに避難することが難しい状況において、川口市ではどのような支援体制を現在構築しているのか。

(事務局) 避難体制について、今、避難行動要支援者登録制度があり、災害弱者、高齢者や障害者について登録し、地域の町会などの関係機関に還元し、また、市役所内の関係部署などで情報を共有して、地域のどこに登録者がいるのか、その所在の把握に努めているところである。

今後、避難計画ということで要支援者の個々の避難計画を作る動きもあり、詳細の検討はこれからだが、危機管理部を中心に策定に努めている。

(委 員) いつ起こるかわからない災害に対して、現在役所で考えていること、準備や対応などを定期的に情報発信してほしい。

(委 員) 7 ページ問 2 6 「あなたは、いろいろな福祉サービスに関する情報をどこ (誰) から入手していますか」の設問で、市民の場合にはインターネットが上位に入ってきている。一方、施設 (3 8 ページ問 1 5) では、当然インターネットは低くなって、家族・親戚、友

人・知人や、福祉施設の窓口・職員から得ている。情報を渡すときにも、年代や状況によって渡し方が変わってくる。

災害時においては人と人とのつながりが一番大切で、人づての形で情報を出していくことが大切だと感じている。

## (2) 現行計画施策・事業の進捗状況の結果について

### 【質疑応答・意見】

(委員) 資料5横書き1ページ目「短期入所施設の充実」に関して、緊急時の受入れだけでなく、体験利用がほとんどできないということが課題であり問題である。入所施設でも県内で待機者が1,600人ぐらいいる状況の中で、この問題を解決しない限り、市が目指しているショートステイ施設の機能ができないと思う。その課題を明文化して開示するのもよい。

「地域移行支援の充実」では、精神障害者に特化して記載されており、一般的に言われる地域移行というのは、入所施設から地域へということだが、なぜそれに触れないのか。

(事務局) 入所施設が不足していて、ショートステイの事業所が回らないという事実は市としても認識している。これまで入所施設を市に整備しているところだが、県の資源ということもあり、全てを川口市民で埋めることはできない実態がある。市としては、機を見て、入所施設についても検討はしなければならないとは思っているが、まずはショートステイを拡充することで、循環型の地域をつくっていき、その後入所施設についても検討したい。

2点目の地域移行で、精神障害者のみを書いているが、入所施設自体が県全域で不足している中で、入所施設から地域に行く知的障害者や身体障害者はごくごくわずかだと認識している。まずは長期入院患者の中から精神障害者の方たちの地域移行に手がけて、順次入所施設に入っている知的障害者、身体障害者の方たちについての施策を検討していきたい。

(委員) 資料5横書き13ページ「グループホームの整備支援」のところで、現状、多様な障害状況に対応できるような施設整備に至っていない。県は、重度障害者でも利用できる安心型グループホームと言っている。そこまでの想定はあったか。

(事務局) 安心型のグループホームについては、市には情報が何も降りてきていない。過去に東松山等で行われた重度障害者の方のグループホーム事業がモデル化されて、県はいずれ各地域に重度の方が受けられるグループホームを拡充していくと言っていた。そこから派生した考え方かと思うが、推測の範疇を出ない。

(委員) 資料5縦書き5ページ、「障害福祉サービスの質の向上」に関して、市の監査の在り様を再検討してほしい。一般的に今の監査は請求上の過誤があるかどうかを中心に見ていくが、支援の質や在り様をきちんと評価して、是々非々をきちんと指摘できる監査の実施があるとうい。

17ページ、短期入所（福祉型）はしらゆりの実績からの公表か。

(事務局) 全ての短期入所である。

(委員) 令和3年度に利用者が減少して、令和4年度に増加している。この減少は、コロナの影響が大きかったものなので、想定できる範囲で令和5年度も書いてもいいと思う。

(委員) 達成状況の要因を書く欄に、利用数が伸びていない項目や利用者が0の項目に関しても、その状況に関する要因分析を書くとうい。

(事務局) 資料5縦書き6ページの居宅介護、重度訪問介護の部分が要因分析の参考になるかと思う。この要因分析の中に、利用人数の予測だけでなく、事業者の不足、専門性の不足も鑑みて分析に付け加えるとよい。

(事務局) 資料のほうに一部修正があったので説明する。資料5横書き13ページ、事業名の「グループホーム等の整備支援〔障害福祉課〕施設係では？」の「施設係では？」が削除箇所となる。

### (3) 次期計画の構成(案)・体系(案)について

#### 【質疑応答・意見】

(会長) 障害施策の全体像を見て、今まで体系化ができていなかったところ、ロジックツリーを使って分類し、それをさらに詳しく書く構成になっている。

(委員) 資料2修正版、4-3「障害児保育と療育体制の充実」のところで、受入先へのてこ入れをどのように考えるのか。特に教育は縦割りになってしまうが、インクルーシブ教育の概念はどこに入るのか。それとも入らないのか。

(事務局) 教育部分について、本県では福祉と教育が割と縦割りになっているが、既存の保育所等訪問支援という福祉サービスがあり、訪問の方は、保育所等訪問支援で学校に障害児の支援についてどういう関わりをすればいいか共有できている。実際に乳児院にも行くことができるし、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校まで保育所等訪問支援で学校と関わりを持つことができる。この中にいわゆる福祉側の専門家が学校などに行くというインクルーシブの部分と、あと条例等で定めるインクルーシブ条例に基づいた教育方針の中で障害者を教育の中でどのように引き入れていくかという2段階で今考えており、両方をリンクさせて、特別支援学級でない一般の学校の中に障害児がいる状態にしていく方針である。

(委員) そのときに、受入先の学校、教員、子ども、親たちへの何らかのてこ入れを計画の中に入れていく必要がある。一緒にいればいいのではなくて、通常学級に配慮の必要な子どもたちが入ってくると、苦情やクレームの対象になり、教員も閉塞する。教員に対する支援体制は福祉でつくるのか、教育の方で考えるのか、分からないが受け入れ側の施策は必要である。

(委員) 資料2-2の体系案が、この縦履きのような並びで、実現できるのか。もう少し多機能、共生、高齢者福祉との連携、子どもの教育との連携、教育・保育との連携等も含めたところでのことが分かりやすく見えるような項目立てを抜本的に考えていく時期なのではないだろうか。

(会長) 前回、地域福祉計画との連動の話も出ていたが、明文化しなくていいのか。

あとは、子どもに関しては子ども家庭庁との連携など、障害児との連動での説明が付加されるとよいと思った。

(委員) 確認だが、資料1「障害者福祉計画」第3章「重点施策」「1 障害者と家族の高齢化への対応」というのが、資料2の修正版を見ると、どこに入ってくるのか。

(事務局) まず、地域福祉計画との連動について、今回、同じ改訂のタイミングなので、次回以降説明する。

もう一点指摘のあったインクルーシブ保育などの関係については、今立てている基本目標は、従来の協議は障害福祉の枠の中での立て方で、別の案として、重層的支援体制整備

事業が令和6年度より実施されるということで、従来は介護、障害、子ども、生活困窮の縦割りでやっていたものを、分野横断的なもので1つ項目を立て、その下に従来型のものを位置づけていってはどうかと考えている。

(会 長) 障害者と家族の高齢化対応みたいな項目は細かいところであるが、体系図の中から次の修正版に反映するのか。資料1の構成案から修正版の資料2-2への移行というのは、どうなるのか。

(事務局) 資料1の重点施策の件だが、現在想定される施策として挙げていて、計画自体が網羅的な計画となっているので、その中から今後のアンケートの分析結果などから、特出するよう持っていきたいという考えがある。現時点で想定されるものを記載しているが、今後変わる可能性がある。

(委 員) 今LGBTをはじめ、世の中の意識が急速に変わっており、それに伴って問題も起こってくる。インクルーシブ保育という概念的なものをどのようにして細分化して明文化するのか。そして、問題が起こったときには、どのように対応するのか。

(事務局) 保育所等訪問支援について説明が不足していたので補足する。保育所等訪問支援というのは福祉サービスの1つのメニューで、家族からの要望があつて初めて、このサービスを利用することになる。家族と障害児本人は、そのサービスを利用することを理解いただいているということを前提としている。

受け入れ側に対しても学校であれば、まずは教頭先生を通して校長先生と事前打ち合わせをして、専門の職員が学校に立ち入ることについての許可を得る。事前に担当者間のみ協議の場で、会議等を開いて、どのような支援を学校に対してするか、事前の段取りをする。他の生徒たちに何の断りもなく、障害のある子どもに関わるということはない。十分な準備をした上で、障害のあるお子さんが、その教室の中でなじんでいけるようにするにはどういう環境設定が必要かというものを一緒に議論し、検討し、調整する。先生と副担任の先生だけとお話するだけで環境調整が整ってしまえば、教室の他の生徒に相談員が接触することはない場合もある。教室に相談員が入っても大丈夫であれば、相談員が1~2時間、本人のそばについて、教育の勉強の場で、どういう勉強のスタイルで学べば理解が深まるのかを一緒に考えることもする。もちろん、最近、学校の中でいじめの問題が活発に議論されているので心配事もたくさんあるのだが、そういったことがないように支援できるような事前準備を整えた上で、保育所等訪問支援というものを使ってインクルーシブ教育を進める一助としたいと、市としては考えている。

(委 員) 今事務局からの説明のとおり、何もしないで留まっていたのでは先に進まないの、第一段としてなるべく角が立たない状態でスタートできるとよい。

#### (4) その他

事務局より、次回の予定について連絡があつた。

### 3 閉 会

以 上